

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び同条第 5 項並びに第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年漁期における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 10 月 2 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

底魚一本釣り漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底魚一本釣り漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5 トン以上 60 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

別 表

許可すべき船舶等の数	漁 業 を 営 む 者 の 資 格
2 隻	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 5 年 11 月 1 日から同月 15 日までとする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 許可の基準

別添「令和 5 年漁期における底魚一本釣り漁業の許可及び起業の認可方針第 3 の 4」のとおり。